

四日市市楠ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第31号

四日市市楠ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

四日市市楠ふれあいセンター条例（平成17年四日市市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（センターの管理）</u></p> <p><u>第3条</u> センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>（指定管理者の業務の範囲）</u></p> <p><u>第4条</u> 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 次条に規定する使用許可、第10条に規定する使用許可の取消し、第11条に規定する特別の設備の設置許可、第12条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第6条に規定する利用料金の徴収、第7条に規定する利用料金の減免、第8条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務</u></p> <p><u>(3) センターの施設、附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p>

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) (略)

(2) センターの施設、附属設備等 (以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3)及び(4) (略)

3 市長は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第4条 センターの使用について許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認めた業務

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) (略)

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3)及び(4) (略)

3 指定管理者は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第6条 センターの使用について許可を受けた者 (以下「使用者」という。)は、利用料金を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第5条 市長は、別に規則で定める基準に従い、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。
ただし、市長は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

第7条 (略)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可の条件を変更し、停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)及び(5) (略)

2 前項に規定する場合において、使用者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第9条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。
ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可の条件を変更し、停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)及び(5) (略)

2 前項に規定する場合において、使用者が損害を受けても、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)から(4)まで (略)

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第8条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設等を原状に回復しなければならない。

第12条 (略)

(管理の代行等)

第13条 市長は、センターを管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの (以下「指定管理者」という。)に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実にセンターを管理しなければならない。

い。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)から(4)まで (略)

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第10条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設等を原状に回復しなければならない。

第14条 (略)

(1) 第3条に規定する使用許可、第8条に規定する使用許可の取消し、第9条に規定する特別の設備の設置許可、第10条に規定する入場の制限その他使用許可に関する業務

(2) 第4条に規定する使用料の徴収、第5条に規定する使用料の減免、第6条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第6条まで、第8条から第10条まで及び別表の規定の適用については、第3条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「別表に定める額」とあるのは「別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「基本使用料」とあるのは「基本利用料金の上限額」と、別表の

備考中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第14条 (略)

第15条 (略)

改正後

別表 (第4条関係)

区分	基本使用料 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
(略)				

備考

1 午前及び午後を引き続き使用する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、午後及び夜間を引き続き使用する場合は午後 1 時から午後 9 時 30 分までの時間とし、その使用料は各時間帯の使用料の合計額とする。

2 (略)

改正前

別表 (第6条関係)

区分	基本利用料金の上限額 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

			分まで	分まで
(略)				

備考

- 1 午前及び午後を引き続き使用する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、午後及び夜間を引き続き使用する場合は午後 1 時から午後 9 時 30 分までの時間とし、その利用料金は各時間帯の利用料金の合計額とする。
- 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の四日市市楠ふれあいセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠ふれあいセンター条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 新条例第 4 条及び別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(市民生活部市民生活課)